平成２１年（フ）第４２１号
山口県下関市大平町２番11号　吉田方
債務者　松田イク子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４２８号
山口県下関市上田中町４丁目10番25号
債務者　角　　正利
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４３１号
山口県下関市横野町１丁目11番12号
債務者　齋藤　啓和
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
高知県須崎市浜町１丁目１番16号
債務者　武田　光雄
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１３１号
高知県高岡郡越知町越知甲1918番地１
債務者　大原　敏二
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
高知県高岡郡四万十町替坂本240番地
債務者　胡麻﨑信彦
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１３４号
高知県高岡郡越知町越知甲344番地の４
債務者　宮崎　正直
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第７３号
高知県安芸郡東洋町大字野根丙2226番地１
債務者　谷口　優子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
高知県安芸郡東洋町大字野根丙1860番地
債務者　川渕　　香
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
高知県室戸市室津2798番地
債務者　丸本　達男
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第７６号
高知県室戸市室津2808番地、住民票上の住所
高知県室戸市室津2798番地
債務者　丸本　明宏
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
福岡県宮若市宮田241番地15
債務者　田中　　良
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１２６号
福岡県直方市大字感田2494番地５
債務者　平川　祥子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１４４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3923番地436、前住所福岡県春日市泉４丁目98番地　グレース92・202号
債務者　佐野　康祐
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１４９号
福岡県宮若市磯光590番地53、前住所福岡県北九州市小倉南区下曽根４丁目６番３―503号
債務者　長山　倫子（旧姓久弘）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１４５号
佐賀県唐津市中原2925番地１　市営アパート２―402号
債務者　米倉　真紀（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１４８号
佐賀県唐津市二タ子３丁目９番１―506号　市営アパート二タ子
債務者　塚本　久子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部